

長崎県県央地区における野母崎三和漁業協同組合の資源管理協定

協定発効日 令和5年 3月31日（協定認定日）

令和5年 5月30日（変更認定日）

令和6年11月25日（変更認定日）

令和7年 7月 9日（変更認定日）

（目的）

第1条 本協定は、野母崎三和漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

番号	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	長崎市蚊焼地区地先海面	マアジ、ブリ、タチウオ、クロマグロ、カンパチ、アオリイカ	定置網（蚊焼地区）
(2)	長崎市高浜地区地先海面	マアジ、ブリ、タチウオ、カンパチ、アオリイカ	定置網（高浜地区）
(3)	長崎市脇岬地区地先海面	マアジ、ブリ、タチウオ、カンパチ、アオリイカ	定置網（脇岬地区）
(4)	長崎県南部海区（橘湾、有明海、大村湾を除く）	タコ類	たこつぼ
(5)	長崎市野母崎周辺沖	マアジ	釣り（樺島地区）
(6)	長崎県南部海区	マアジ、マサバ、マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシ	中型まき網
(7)	長崎市川原地区地先海面	マアジ、ブリ、タチウオ、カンパチ、アオリイカ	定置網（川原地区）

（資源管理の目標）

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

マアジ 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙2-5に定める目標

ブリ 資源管理基本方針別紙2-5-1に定める目標

タチウオ 長崎県資源管理方針別紙3-10に定める資源管理の方向性

クロマグロ（小型魚） 資源管理基本方針別紙2-1に定める目標

クロマグロ（大型魚）	資源管理基本方針別紙 2 - 2 に定める目標
カンパチ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 3 8 に定める資源管理の方向性
アオリイカ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 2 7 に定める資源管理の方向性
タコ類	長崎県資源管理方針別紙 3 - 2 5 に定める資源管理の方向性
マサバ	資源管理基本方針別紙 2 - 1 6 に定める目標
マイワシ	資源管理基本方針別紙 2 - 7 に定める目標
カタクチイワシ	資源管理基本方針別紙 2 - 3 9 に定める目標
ウルメイワシ	資源管理基本方針別紙 2 - 4 0 に定める目標

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第 4 条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、公的管理措置(漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、長崎県漁業調整規則、免許内容、各種漁業許可の制限措置及び条件）を遵守することに併せ、漁獲努力量制限として年間操業可能日数を削減するため、それぞれ次表に掲げるところにより休漁を行うものとする。

番号	資源管理措置	取組内容	公的管理措置（操業期間）	確認用提出資料
(1)	休漁	年間操業可能日数（365 日）を 2.7% 以上削減する。 10 日間の休漁を実施	○免許内容上の漁業の時期 1 月 1 日～ 12 月 31 日	漁協仕切伝票
(2)	休漁	年間操業可能日数（365 日）を 3% 以上削減する。 11 日 間の休漁を実施	○免許内容上の漁業の時期 1 月 1 日～ 12 月 31 日	同上
(3)	休漁	年間操業可能日数（365 日）を 3.2% 以上削減する。 12 日 間の休漁を実施	○免許内容上の漁業の時期 1 月 1 日～ 12 月 31 日	同上
(4)	休漁	年間操業可能日数（183 日）を 16% 以上削減する。【別紙 3 の休漁日】 30 日 間の休漁を実施	○たこつぼ漁業許可(はえなわ式つぼ漁業) 4 月 1 日～ 9 月 30 日	同上
(5)	休漁	年間操業可能日数（365 日）を 2.7% 以上削減する。 ・ 4 月～3 月の間、年間 10 日間の休漁を実施	無し	同上

(6)	休漁	・年間操業可能日数(365日)を13%以上削減する。 ・4月～3月の間、年間48日以上 の休漁を実施(別紙参照、原則、月に4日以上)	○中型まき網漁業許可 1月1日から 12月31日	停泊時写真 又は、 市場荷受伝票 又は漁協仕切 伝票
(7)	休漁	年間操業可能日数(365日)を4.1%以上削減する。 15 日間の休漁を実施	○免許内容上の漁業の時期 1月1日～ 12月31日	漁協仕切伝票

2 前項の取組に加え、上表(1)クロマグロについては、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の内容を遵守するとともに、長崎県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。

なお、当該措置について確認用提出資料は以下のとおり。

- ・管理日誌又は漁協が早期是正措置等の履行状況を確認した旨を明記した書類

また、上表(6)中型まき網漁業については、上表措置のほか、以下の措置に引き続き積極的に取り組むものとする。

- ・マアジ、マサバ及びゴマサバ、マイワシの小型魚(その時期の標準的サイズより小型のもの)を主とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないよう漁場移動を行う。

なお、対象資源は、日本海西部・九州西海域の広域に分布回遊することから、自主的資源管理措置等に基づいて作成された「日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針」により、国、関係県など行政・研究機関の指導のもと、関係するまき網漁業団体と協調した取組を行う。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。また、漁協は参加者の取組状況を管理し、その結果を長崎県に設置された資源管理協議会(以下「資源管理協議会」という。)に報告する。

3 第1項の履行確認は、資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、同条の確認用提出資料を基に

確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第 6 条 全ての参加者は、法第 30 条第 1 項、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第 1 項及び第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 7 条 第 4 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。

3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第 8 条 漁協は、参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び長崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第 9 条 漁協は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、漁協が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、漁協に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、漁協に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定から

の脱退は、漁協が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

4 漁協は、前3項の届出を受理した場合は、法第125条第2項に基づき長崎県知事に届出を行うものとする。

(協定の変更又は廃止の場合の手続き)

第10条 漁協は、資源管理協定を変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)した場合は、変更認定申請を、また廃止した場合は届出を長崎県知事に行う。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定認定日から5年間(令和10年3月まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき長崎県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

2 本協定において、第4条の表の(6)中型まき網漁業については、本県中型まき網漁業者間で協調した取組を行う必要があることから、長崎県旋網漁業協同組合への協議・相談を経て作成・変更するものとする。

附 則

本協定は、協定認定日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙参加者名簿のとおり (強度資源管理措置取組者は備考欄にその旨を明記)

(以上)